令和８年（フ）第４７号
東京都福生市武蔵野台二丁目23番地11　ＭＱｕａｒｔｏ福生305号室、前住所宮崎県日向市大字財光寺522番地１　エレガントフェイバー２　103
破産者　藤野　拓哉
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３０６号
鹿児島県南九州市知覧町南別府27024番地、開始決定時の住所鹿児島市東郡元町８番10―410号
破産者　新宮領光一
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６１号
静岡県富士宮市山宮1024番地の８
破産者　山本　真生（旧姓安武）
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１４８２号
仙台市宮城野区大梶16番23―303号
破産者　熱海　義浩
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第５０５号
福岡県朝倉市板屋948番地１
破産者　内田　和則
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５１２号
福岡市南区井尻１丁目40番２号　コーポ大光（Ａ）203号
破産者　竹中　昌之
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２０９３号
福岡市西区戸切３丁目14番25号
破産者　山崎　朝雄
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３４９号
福岡県福津市宮司３丁目５番35号
破産者　高田　麻心
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２１０号
青森県八戸市桜ケ丘二丁目36番５号　マリーゴールド202
破産者　桑原　伯宗
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第２８４号
福島県郡山市新屋敷２―83フレグランス逢瀬Ⅱ―103　、住民票上の住所仙台市泉区将監殿５丁目24番地の17　リビングタウン将監Ｄ101
破産者　河野　英行
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１４２号
静岡市葵区千代２丁目24番86号、旧住所静岡市葵区両替町２丁目１番地の６　マサキビル１階
破産者　日高　正貴
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２８号
愛知県豊川市御油町一ノ坪86番地　シティハイツ峰101号、開始決定時の住所愛知県豊川市東名町一丁目51番地、従前の住所愛知県豊川市小坂井町才ノ木118番地６
破産者　曽根　明男
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５７号
滋賀県彦根市芹川町496番地３、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南252番地13
破産者　村木　辰哉
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第７９４号
広島市安芸区矢野西４丁目43番２号
破産者　田口　淳夫
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１２２号
山口県下関市秋根新町５番１―505号　新下関団地、前住所山口県下関市細江町３丁目３番13―203号　アドバンス21ベイスクエア.タイムズモア
破産者　松村　武弘
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第２９２号
鹿児島市坂之上６丁目22番14―１号
破産者　新内　　薫
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９０号
愛知県知立市池端３丁目42　プチホームＫＡＫＯ　102号、住民票上の住所愛知県岡崎市美合町字竹下１番地56
破産者　松生　久美
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
愛知県豊田市田中町４丁目１番地52　アルカンシエルＡ―201号
破産者　山岡　絵美
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係